

## 議案第 80 号 青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

高齢化社会の進展による火葬件数増加、火葬にかかる維持管理・運営費用の増加に対応するため、新たな青森市斎場の供用開始（令和 8 年 10 月 1 日）に合わせ、平成 10 年以降、実質据え置きとなっている斎場使用料について見直しを行うとともに、物価上昇下における市民の葬儀等の費用負担を軽減しつつ、一定の収入が確保できるよう所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### ①使用料の額の改定（【前】第 6 条及び別表⇒【後】第 5 条及び別表）

平成 10 年以降、15,000 円と低廉な額に据え置きとなっている市民以外の火葬にかかる使用料について、現在の指定管理料と火葬件数を元に算定し、基本となる額は 40,000 円と定める。また、火葬区分ごとの使用料は、基本とした額をもとに、火葬時間の比率や、他市の使用料の割合を参考として算定した。

#### ②市民無料の継続（【前】第 6 条⇒【後】第 5 条及び別表）

斎場は、市民誰もが使用する可能性があるものであり、使用料については受益者負担の性質はあるものの、昭和 47 年の現斎場供用開始から 50 年以上無料であった経緯を考慮し、また、市民の葬儀等の費用負担を軽減するため、市民無料を継続する。

#### ③動物火葬の使用料見直し（【前】第 5 条の廃止、第 6 条及び別表⇒【後】第 5 条及び別表）

特定の方の利用であり、また従来から市民にも負担いただいているものであるため、現在の維持管理・運営費用を反映させた使用料とする。また、青森市斎場については、今後の収入確保のため、市民以外の使用を可能とするものである。

#### ④市民の定義（【前】第 6 条⇒【後】第 5 条及び別表備考の 1）

動物火葬を除き、無料となる市民の定義については、火葬区分ごとに設定する。

**現行** 【青森】 死亡者又は申請者が市民 【浪岡】 死亡者が市民



**改正案** 【死体・霊安室】 死亡者が市民

【死産児・埋葬された死体・人体の一部・犬及び猫等】 申請者が市民

※改正後に有料となる事例

- ・市民以外の親を、市民である子が青森市斎場で火葬する場合（浪岡斎園は元々有料）
- ・市民以外の方が、市民として死亡し埋葬されていた方を改火葬する場合（墓じまい等）

⑤その他

- ・火葬区分の整理（火葬の対象を明確化）（【前】【後】別表）
- ・火葬にかかる維持管理・運営費用のみ（整備費用を除く）を、使用料の対象経費とするため、施設更新のない浪岡斎園の使用についても一律の使用料に改定（【前】【後】別表）
- ・「使用者」という略称の適用（【後】第4条）
- ・還付条件に係る語句の整理（限定的列挙を修正）（【前】第7条⇒【後】第6条）

**3 施行期日**

令和8年10月1日

※施行期日前に許可を受けた使用に係る使用料については、従前の取扱いとする。

**【使用料にかかる別表の比較】**

（現行）

区分	青森市斎場		青森市浪岡斎園	
	本市の住民	本市以外の住民	本市の住民	本市以外の住民
12歳以上	無料	15,000円	無料	15,000円
12歳未満	無料	11,250円	無料	10,000円
死産児（妊娠4ヵ月未満）	無料	7,500円	無料	5,000円
改葬のための火葬	無料	7,500円	無料	5,000円
人体の一部	無料	450円/個	無料	5,000円
犬及び猫等	3,820円	使用不可	3,060円	8,150円

※現行条例の別表には記載のない「無料」の欄を新旧対照のために表示



（改定案）

区分		本市の住民	本市以外の住民
火葬	12歳以上の死体	無料	40,000円
	12歳未満の死体	無料	28,000円
	死産児	無料	16,000円
	埋葬された死体	無料	12,000円
	人体の一部	無料	8,000円
	犬及び猫等	8,000円	16,000円
霊安室（24時間につき）		5,000円	10,000円